

# 令和5年第2回阿武町議会定例会 会議録

## 第 2 号

令和5年6月14日(水曜日)

開会 15時00分 ~ 散会 16時15分

### 議事日程

開会 令和5年6月14日(水) 15時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)

日程第3 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第4 議案第3号 専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算第1回)

日程第5 議案第4号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 物品売買契約の締結について

日程第8 議案第7号 令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(8名)

## 議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

## 説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司
まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫

戸籍税務課長	水 津 繁 齊
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	近 藤 進
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 裕 史

欠席参与           なし

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	三 浦 貴
議会書記	平 田 祥 子

開会 9時00分

#### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
こんにちは。ご着席下さい。

議員のみなさまには、令和5年第2回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦  
労様です。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議  
事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配付されているとおり、  
委員長報告、討論、採決です。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番、西村容子君、5番、松田 穰君を指名します。

## 日程第2 議案第1号から日程第5 議案第4号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第8、議案第7号までを一括議題といたします。

まず、特別委員会に付託されました議案7件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇下さい。

○特別委員会委員長(松田 穰) こんにちは。それでは、6月8日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第7号の7件について、審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算(第1回))の3議案については、いずれも専決処分についてのものであり、一括にて審議に入りました。

これは、地方税法の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日より施行されたことを受け改正するもの、また、議案第3号については、用途の定められた国庫支出金について、速やかに予算に組み込んだものです。

この専決処分について、年度替わりに時間的余裕が無いということで、6月定例議会ではよく専決処分の議案があるが、臨時議会を開くなどの他の方法も考えられると思うが、専決処分を行う理由や基準について質疑があり、執行部より、これは、税の法律改正や国庫支出金等の用途が決まっているものなど、審議を行っても変更のしようがないものを対象としている。内容によっては臨時議会を開くことも必要であるが、臨時議会を開くにしても告示をして招集するのに日にちもかかるなど、さまざまな要素を検討した上で専決処分を行って

いるという説明がありました。

慎重に審議を行い、議案第1号、議案第2号、議案第3号について、原案のとおり承認すべきものと決しました。

続いて、議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例、議案第5号、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例、議案第6号、物品売買契約の締結についての審議に入りました。

これは、定住促進に関して、これまで規則であったものを条例に組み入れるための改正や、観光施設等の施設名称を具体化するための改正、また、消防団福賀分団で使用している、30年以上経過した小型動力ポンプ付積載車の更新に関するもので、議案第6号について、指名競争入札の内容や金額について質疑があり、執行部より5社を対象に入札案内を行い、4社が参加、1社が欠席、1回目の入札では落札せず、2回目の入札で決定しており、特殊な車両でもあり、価格は適正と判断できる。また、資材不足により、納期に関して年度内に納入できるかどうか心配もあるとの答弁がありました。納期について、6月4日の防災訓練で小型動力ポンプのエンジン不調もあり、ポンプだけでも先に納品できないか質問があり、業者と調整をさせていただき、可能な場合はポンプだけでも納品を早めたいと回答がありました。

慎重に審議を行い、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第7号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。

2款、総務費に関して2件質疑があり、うち1件、1項、総務管理費、1目、一般管理費、12節、委託料の弁護士等委託料について、詳細を求める質疑があり、執行部より、公文書開示請求に関する開示決定を不服とする原告から、公文書開示義務履行等請求事件として公文書の写しを交付する開示請求、および損害賠償請求を求める訴訟が起こされたので、その対応のための弁護士事務所委託金で、訴状の詳細や委託料の内訳など、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の清ヶ浜清光苑修繕工事について質問があり、執行部より雨漏りの修繕と、6ヶ所ある和式トイレを洋式トイレに変更するとの答弁がありました。その他民生費に関して、1件質疑があり、適切な答弁がありました。

また、6款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業政策費の修繕費の内訳について質疑があり、執行部より、自伐型林業で購入したバックホーや林内運搬車等の法定点検費用や、修理に対する備えとして予算化したと答弁がありました。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工政策費の価格高騰対策商品券について、過去3回実施した利用状況と今回の6,000円という金額にした根拠について質疑があり、過去3回分の利用状況の内訳、また、金額の明確な根拠は無いが、コロナ関連の国庫支出金に町の一般財源を加えて今回の金額になったという答弁がありました。他、商品券に関しては2件の質疑があり、執行部よりそれぞれ詳しい回答がありました。

また、2目、観光費の地域プロジェクトマネージャーについて質疑があり、これは特別地方交付税を使つての事業で、無角和牛について、独自のブランド化、PRを行うにあたり、町内に住みながら、行政や生産者、料理店や消費者をつなぐ橋渡しを行う人材で、無角和牛を観光資源として活用していくために制度を活用するとの答弁がありました。他2件質疑があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

続いて、14款、諸支出金のABUファクトリーパークの測量設計、用地取得に関して、名称や事業内容を問う質疑があり、執行部より現在工事を行っている木与防災道路の奈古側の出口周辺に、工事で出る残土を利用して、面積が約4ヘクタールの小規模工業団地を造成するものである。これまでは、企業が阿武町に事業所を開設しようとする場合は、話が出てから用地を造成する様な状態で時間がかかる。将来的に企業誘致など考えた場合に、事業所用地を整備し、若者やUターン者の雇用の場を用意していきたいと、図面を用いて詳しい説明がありました。

次に、歳入の審議に入りましたが、特に質疑はなく、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、先日起きました、介護保険料の賦課誤りについて、その経緯と対象となる住民の方への対応と、再発防止に向けた取り組みについて質疑がありました。執行部より、今回、全国的にも介護保険料の賦課誤りが発生したこともあり、調査を行ったところ、過年度更正があった介護保険料の処理について、システムの設定誤りにより令和元年度の保険料について過大徴収をしていたことが判明した。過大徴収をした町民の方には、訪問または電話でお詫びをし、

すでに返還手続きを行っている。

町では、県内の4市1町と共同でクラウドシステムを使っているが、今後は法改正などの業務内容に変更が生じる場合、システム事業者と処理体制が出きているか情報を共有、また業務手順の確認を徹底し、適正な事務処理を行うよう努めていくとの答弁がありました。

以上で、行財政等改革特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第7号までの7件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて討論に入ります。討論は、議案第1号から議案第7号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和5年度阿武町一般会計補正予算(第1回))についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」多数)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、阿武町観光施設等整備基金条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」多数)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第6号、物品売買契約の締結についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」多数)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員であります。

よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第7号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(「挙手」多数)

○議長 お下ろし下さい。挙手全員です。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここで全員協議会のため暫時休憩します。委員会室への移動をお願いします。なお、全員協議会は3時25分から行います。

## 休憩開始／15時20分 会議再開／16時6分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、町長があいさつを行います。町長。

○町長 令和5年第2回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。まずは、本定例会にご提案いたしました議案7件につきまして、ご議決賜り誠にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

さて、先日の特別委員会の日にちょっと申し上げましたけれども、実は先週の9日の金曜日に、阿武町の尾無の出身の柳井正巳さんが社長をしていらっしゃる、株式会社テクノスマートという会社であります。この会社本社は大阪市の中央区にありますけれども、主力工場は滋賀県の野洲市にありまして、ぜひですね会社訪問をさせてほしいと思ひまして、柳井社長さんに連絡をいたしたところ快く引き受けていただきまして、社長さん直々に案内をしていただき、会社の概要説明、あるいは工場見学等をさせていただきました。

この会社は、主にテレビとかスマホの液晶パネルなどの表面のフィルムに特殊な塗料等を噴射して、そしてそのフィルムを乾燥させる装置を製造する会社で、従業員が234人、そして年間の売り上げが約200億、東証のスタンダード市場に上場の大きな会社でありまして、私もちょっと度肝を抜かれたわけですが、敷地の面積がなんと46,000平米、建物の延床面積が22,000平米という、まさに広大且つそして大変美しい整備された工場でありました。

柳井社長とは、いろいろとお話をさせていただいたわけですが、私としては、まずは古里阿武町に柳井さんのような成功者がいらっしゃることを知らない自分の不明を恥じたわけでありまして、このことについては、お詫びを申し上げたわけでありまして同時に、実はこちらに帰ってきて御礼の電話を柳井さんに差し上げたところでありまして、今年はコロナも落ち着いてきたので、3年ぶりぐらいに尾無に帰るといふような予定等をお聞きいたしまして、その節にはぜひ一声かけてくださいというようなことを申し上げたところでありまして。

私としては、このようなご縁をですね大切に、今後ともしっかりと繋がっていきたいと思っております。まさにこうした地縁、血縁、いろいろな人との繋がりの積み重ねこそが私の大きな仕事の一つでありまして、これが何かを生むきっかけに繋がればよいなというふうに思っているところでありまして。

そしてまた、ある意味これにも関係いたすわけではありますが、今回ご議決いただいた補正予算の中に新たな波に工業団地をABUファクトリーパーク、略してAFPと申しておりますが、この整備についてであります、木与防災の残土を利用して、また財政的にある程度余裕があるうちに定住移住のための重要な条件としての職場や雇用の確保の場を、そして特に若い男性の働く場を、それも高速のインター周辺の木与の遠根の周辺に先行投資として整備しようとするものでありますが、直ちに入居企業のアてがあるわけでもありませんが、しっかりと受け皿を確保しておいて、いざというときに備えることが、小さなチャンスを見逃さないためにも、またある意味背水の陣を敷くというふうな気合で、企業誘致に取り組むという意気込みも込めたというふうな意味もあって、今回決断をさせていただきました。

私も今まで以上にトップ外交というんでしょうか、トップセールスというんでしょうか、こうしたものに励んでまいりたいというふうに思っております。

話は変わりますけれども、さきの特別委員会の際に、松田議員から野島水産への若者の就業のお話をお聞きし、本当に嬉しく思いました。

一方で、町はこれまで関係人口をふやすというふうなことのために、1/4ワークス、キャンプ場、そしてラボ等の施策に取り組み、さらに、他の市町に先駆けた子育て支援や定住対策等の、いわゆる選ばれるまちへの施策、さらには、若者に魅力ある斬新で独創的な事業も途切れなく展開してきたつもりであります。そして、これらの生き生きと躍動するまち、こうした姿を新鮮なうちに、そしてタイムリーに、町のホームページなどにより、上手に発信すれば、私町長コラムでも書きましたけども、実際にはたかが17人されど17人、ではありませんが、必ず人は集まってくると確信をしているところであります。

私としては、今後はこうしたことも踏まえて、また先月の26日、30日、31日のまちづくり懇談会でいただいた町民の方々からのご意見、さらには本6月定例会で議員各位からいただいた提言等も参考にしながら、今後ともしっかりと町政を進めてまいる所存でありますので、今後ともご理解ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、今期定例会の閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ごあいさつを申し上げます。

6月7日から始まり、本日までの8日間開催されました、令和5年第2回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。議長としても嬉しく、ありがとうございました。

新型コロナウイルスであります。5類移行後、都市部では若干ふえてきているというふうに思われます。今後の推移を見守りたいと思います。

阿武町におきましては、開会のあいさつでも申しましたが、夏以降の町内の行事も復活し開催されるようです。早く町内の元気が復活することを期待しております。

一方、今年の梅雨は適度に雨が降っていますが、南米ペルー沖で発生しましたエルニーニョにより、今年は台風の発生が例年より多くなるのではと危惧されております。台風や梅雨末期の豪雨が発生しなくて、豊穡の秋が訪れることを望み、また議員各位のご健勝とご活躍を願い、閉会のごあいさつといたします。

○議長 以上で、6月7日から本日までの8日間の全日程を終了しました。

これにて、令和5年第2回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れ様でした。

閉会 16時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

**阿武町議会議長 末 若 憲 二**

**阿武町議会議員 西 村 容 子**

**阿武町議会議員 松 田 穰**